

陳 情	受 理 番 号	182	受 理 年 月 日	令和7年2月7日	付 託 委員会	教育福祉
件 名	沖縄県児童相談所一時保護の運営条例案の再度意見募集と骨子案の作成に児相の全国議連、団体の意見聴取を求める陳情					

みだしの件について、別紙のとおり陳情いたしますので、よろしくお願いいたします。

沖縄県、児童相談所、一時保護の運営条例案の
再度意見募集と骨子案の作成に児相の全国議連、
団体の意見聴取を求める陳情

国連勧告を無視した、不当、誤認、行き過ぎた
保護による訴訟。一時保護中のわいせつ事件、
軽率手取、子どもの自殺、職員による虐待の
ニュースがやばい出てきたが、沖縄県は軽率手取
の公表もなく、実態調査を拒否している。

昨年、県が実施した児相の一時保護に
関する条例案という重大な意見募集の周知が
関連機関に全く通知もなく、意見窓口で
いざりつマタと しめ切り 2024年11月29日付で
HP上で骨子案と出し 2025年4月1日施行と
している。

再度、意見募集と関連機関、団体から
お問い合わせいただき、意見を取りたい。那覇市議会
から要請したい。お願い致します。

下記の通り

32

1. 現相被害 当事者の団体に
再度、意見募集の通知を出すこと。

2. 関連部署、一時保護の
明確な基準を明らかにする旨を
明記すること。

次の事例等に

3. 子どもの権利条約、

第9条、第9条を明記すること。

~~また~~ 求める